

第 6 回桶川市振興計画審議会の開催結果

〈実施結果概要〉

【開催日】令和 4 年 7 月 2 日（土）

午前 9 時 3 0 分から午前 1 1 時 1 5 分まで

【開催場所】市役所 会議室 4 0 2

【出席委員】1 0 名（欠席委員 2 名）

【役 職】会長：大沢委員（学識経験）

副会長：水村委員（教育委員会委員）

【傍 聴 者】1 名

【審 議 等】

- ・ 政策等について審議。
- ・ 将来像について審議。
- ・ 土地利用の考え方について審議。

別記様式（第3条関係）

会議録（1）〈要約〉案

会議の名称	第6回桶川市振興計画審議会
開催日時	令和4年7月2日（土） （開会）午前9時30分、（閉会）午前11時15分
開催場所	桶川市役所 会議室402
主宰者の氏名	企画財政部企画調整課
議長 の 氏 名	大沢会長
出席者氏名 （委員）	水村副会長、岩崎委員、岡安委員、秋山委員、荒井委員、中村委員、 澁谷委員、吉田委員、永井委員
欠席者氏名 （委員）	新島委員、井上委員
説明員氏名	企画財政部企画調整課、ランドブレイン株式会社
事務局職員 職名及び氏名	企画財政部 川邊部長、野口副部長 企画調整課 向井課長、篠原係長、野原主任
会議事項	議 題
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 概要説明 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第5回審議会の結果について 3. 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 政策と計画推進のために について (2) 将来像について (3) 土地利用構想について 4. 事務連絡等
	決定事項等
	<ul style="list-style-type: none"> ・政策と計画推進のために について、説明文も含め了承。説明文の軽微な修正は事務局に一任する。 ・将来像について、了承。審議会の意見を踏まえた将来像の説明文について、次回事務局案を提示する。 ・土地利用の考え方について、概ね了承。次回、土地利用の事務局案を提示する。
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第5回桶川市振興計画審議会の開催結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【資料1】 ・ 政策案について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【資料2】 ・ 将来像案について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【資料3】 ・ 第六次総合計画の土地利用の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【資料4】 ・ 基本構想のイメージ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【参考資料1】 ・ 基本構想抜粋・・ 【参考資料2】 ・ 基本構想の目次構成について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【参考資料3】

議事の経過	
発言者	発言内容
概要説明 (1) 第5回審議会の結果について	
事務局	資料1に基づき、事務局より説明。
会長	事務局からの説明について、何かご質問はありますか。
委員	なし
議事 (1) 政策と計画推進のために について	
事務局	資料2に基づき、事務局より説明。
会長	事務局からの説明について、何かご質問はありますか。
委員	教育・文化に関する分野について、あらゆる人に対するメッセージとなっており、人との関わりの中で、生きがいと豊かな人生を育むこととしている点が良いと思います。【意見】
委員	これまでの議論をきれいにまとめて頂いて、良いと思います。【意見】
会長	政策と計画推進のために の説明文について、本日の内容で良ければ、これをベースに作っていくということによろしいでしょうか。 また、説明文の軽微な修正については事務局に一任するというので、よろしいでしょうか。
委員	異議なし。
議事 (2) 将来像について	
事務局	資料3に基づき、事務局より説明。
会長	事務局からの説明について、何かご質問はありますか。
委員	資料3の「将来像」の背景のイラストについて、外部向けに使用する場合は、紅花を分かりやすく図化した方が良いでしょう。 また、「笑顔あふれる」という表現は一人の笑顔と捉えることもできます。基本理念では「一人ひとりを大切にする」「みんなでつくる」としているの、皆で支え合うイメージを抱ける方が良いでしょう。そのような意味では「笑顔で支え合う」という表現でも良いでしょう。【意見】
事務局	資料3は、今回の審議会用に作成したものです。体系図やイラストのデザインなどについては、分かりやすく図化してまいります。将来像の「笑顔で支え合う」につきましては、受け止め方によって、解釈が異なってまいりますので、説明文の中で支え合いについて記述してまいります。

会長	<p>体系図や紅花のデザインなどについては、分かりやすい表現に努めていただくようお願いします。</p> <p>「笑顔で支え合う」という表現については、この他にも委員の皆様からご意見があると思いますので、どのようにするかは、後ほど議論したいと思います。</p>
事務局	<p>将来像については、委員の皆様のご意見を踏まえ、本日一定の方向性を整理できればと考えています。</p>
委員	<p>「学び豊かな」と「笑顔あふれる」の表記は、並列なのか掛っているのかで意味合いが変わります。「豊かな学び あふれる笑顔」の方が詩的で拡がりも感じられると思いますが、いかがでしょうか。【意見】</p> <p>事務局でも様々な検討をされたと思いますが、検討の経緯を教えてください。</p>
事務局	<p>「豊かな学び あふれる笑顔」について、豊かな学びとすると、学びを量として捉えることもでき、学校教育に近いイメージになると考え、本案としています。次期計画は、これまでの量的な充実から、質的な充実を図る10年となります。このようなことを踏まえ、一人ひとりの市民がそれぞれの学びを深め、必要な能力を身に付け、地域や社会で活躍し、笑顔＝幸せとなることをイメージして、「学び豊かな 笑顔あふれる」という表現といたしました。</p>
委員	<p>事務局案には、「支え合い」という意味も入っているという認識でよいでしょうか。</p>
事務局	<p>「支え合い」という意味も包含しています。</p> <p>どのような場面で喜びを感じるかは、各自様々ですが、「笑顔あふれる」状態が幸せな状態であるということは、子どもから大人まで、共通の認識だと思います。市民が支え合いながら豊かな人生を送れる理想的な状態も含め「学び豊かな 笑顔あふれる 幸せ未来都市 おけがわ」という文脈で表現しています。</p>
副会長	<p>「豊かな学び」は一般的に使われる言葉ですが、「学び豊かな」は、あまり耳馴染みがない言葉です。私としては「豊かな学び」の方が、流れとして分かりやすいと感じました。【意見】</p> <p>「幸せ未来都市」とは、どのようなイメージでしょうか。</p>
事務局	<p>先人達が築いた桶川市は令和2年に50周年を迎えましたが、今後の50年、100年に向けて、未来の人たちに幸せを引き継いでいくという意味を込めて、「幸せ未来都市」して表現したところです。</p>
委員	<p>私個人としては「学び豊かな」は、学校の校歌の一節に通じるものがあり、感慨深くよい印象を受けました。【意見】</p>
会長	<p>将来像は、桶川市が目指すまちの姿を簡潔、明瞭に表現するものですが、心に訴えかけるメッセージ性があることも大切です。</p>
委員	<p>将来像の説明文の中に「支え合う」という表現を入れることで、主旨が伝わると思います。</p>

会長	「学び豊かな」については、「豊かな学び」という意見もありましたが、 「学び豊かな」という方向で整理し、説明文の中で意味を補足いただきたい と思います。また、 「支え合う」についても説明文に織込んでいただき、次回事務局案をお示し頂く ということによろしいでしょうか。
委員	異議なし。
議事 (3) 土地利用構想について	
事務局	資料4 に基づき、事務局より説明。
会長	事務局からの説明について、何かご質問はありますか。
委員	基本的に五次総を踏襲した考え方で、この方向性で良いと思います。 【意見】
委員	土地利用の3つの基本方針について 、「歩いて暮らせるまちづくり」「広域交通網をいかしたまちづくり」は大切だと思います。一方で、 「水辺と農が調和するまちづくり」については、「水辺と農」という表現は、田園風景の米作りのイメージになってしまい、方針の主旨が伝わりづら いと思います。「人と自然が調和する」といった表現の方が良いと思います。 【意見】
会長	「水辺と農が調和」といった表現は、人によって解釈が違うかもしれません。事務局から補足の説明はありますか。
事務局	「水辺と農が調和」は、水田だけをイメージされる可能性があるため、「人と自然が調和するまちづくり」など、表現を修正していきたいと思
会長	「人と自然が調和するまちづくり」という表現でよいか検討いただき、次回事務局案をお示しいただきたい と思いますが、皆さんいかがでしょうか。
委員	異議なし。
会長	他に土地利用について、何か御意見はありませんか。
委員	人口減少による地域コミュニティの希薄化が懸念され、 市街地では、庭付き一戸建ての空き家が増えているように感じます。他市の事例ですが、敷地面積にゆとりのある空き家が、解体、再分割され、狭小な住宅地へと置き換わっています。人口減少が進む中で、こういった流れは矛盾しているようにも感じます が、緑豊かなゆとりある街並みの形成に向け、建築規制はどういったものがあるのでしょうか。
事務局	田園ゾーンでは市街化を抑制する一方、市街地ゾーンでは、計画的に市街化を誘導することとしており、それぞれ建築制限の内容も異なります。建ぺい率、容積率といった建築規制があり、地域毎に敷地面積と建物規模の割合の上限は決まっています。また、ブロック塀の高さ制限や塀を生垣にするなどの規制も設定することが可能です。敷地面積と住宅の規模の関

	<p>係は、一般的に分譲メーカーが市場性を踏まえ、設定していますので、人口減少による市街地の空洞化と関係なく、逆に密集することもあると思います。</p>
会長	<p>総合振興計画の土地利用構想で表現するのには限界がありますが、個別計画となる都市計画マスタープランや関連計画では、記述することもできると思います。いただいた御意見を活かせるよう、説明文の書き方を工夫していただきたいと思います。</p>
副会長	<p>土地利用構想図の田園ゾーンは、絵でみると美しくみえるが、実態は耕作放棄地が相当あります。次の世代のために、どう対応すべきか考える必要があります。例えば、制約があり困難かもしれませんが、田園ゾーンであっても積極的に開発することを打ち出していくとか、市としてどのようにしていきたいかを示さないと前に進んでいけないと思います。【意見】</p> <p>幹線道路については、市を縦断する道路は充実しているが、横断する道路は県道12号線の1本しかありません。桶川市は東西に広い特徴があり、東西を繋げる道路の充実も必要だと思います。【意見】</p>
会長	<p>耕作放棄地や道路の扱いについて、事務局の意見はありますか。</p>
事務局	<p>農業を営まれている方々が高齢化し、耕作放棄地が増えていることは課題として受け止めており、前期の基本計画の中で、施策を整理していきたいと考えております。</p> <p>道路網について、首都圏では、東京から放射状に伸びる道路に比べ、それらを結ぶ環状道路は、少ない状況です。本市でも東西を結ぶ広域幹線道路は県道12号線のみとなりますが、土地利用構想図では表現されていない東西を結ぶ市道はある程度整備されていると認識しています。</p>
副会長	<p>川島町の圏央道の側道は、連続していて移動しやすくなっていますが、桶川市の圏央道の側道は、途中で切れており、移動しにくい状態となっています。こういった点は見直すことができないのでしょうか。</p>
事務局	<p>圏央道の側道は、整備して間もないことから、改善することは課題が多いと認識していますが、東西を結ぶ移動手段などについては、前期の基本計画の中で整理していきたいと思います。</p>
会長	<p>幹線道路については、広域的な視点で他市とのネットワークを考えると解決できる部分もあります。また、耕作放棄地を含めた農地の保全については、文言で整理いただきたいと思います。</p>
事務局	<p>承知しました。</p>
委員	<p>農地の問題について、農地バンクによる土地の集約化も権利関係で上手くいかない事例があります。また、宅地が点在する狭小農地では、物理的な面で集約が難しい状況にあります。【意見】</p> <p>人口減少の中で市街化調整区域に住宅地を増やすことができず、現在は、隣同士協力し合って草刈りなど農地を管理しています。このままで、耕作放棄地から雑木林になってしまうかもしれません。【意見】</p>

委員	後谷調整池では、調整池の水面を活用してソーラーパネルを敷設しています。ソーラーパネルを設置している土地が増えてきていますが、 土地利用の中でソーラーパネルはどのように考えていますか。
事務局	川田谷地区の複合開発エリアとなる石川川の沿川には、民間事業者がソーラーパネルを敷設しています。 土地利用計画の中で、ソーラーパネルを敷設するといった計画はありませんが、本市では、個人の住宅に設置する省エネ機器などについて、補助金を交付しています。
会長	土地利用の考え方は、大きく変更せず、本日いただいた御意見等は文言の中で整理し、次回、事務局案を御提示いただくということで、よろしいでしょうか。
委員	異議なし。
その他 4 事務連絡等	
会長	それでは、事務連絡等について、事務局から何かありますか。
事務局	次回の審議会は、7月30日（土）9：30からとなりますので、ご出席の程、よろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。
会長	以上をもちまして、第6回桶川市振興計画審議会を閉会いたします。慎重なご審議ありがとうございました。

第3章 将来像

本市の将来像を「学び豊かな 笑顔あふれる 幸せ未来都市 おけがわ」とし、将来像の実現に向けまちづくりを推進します。

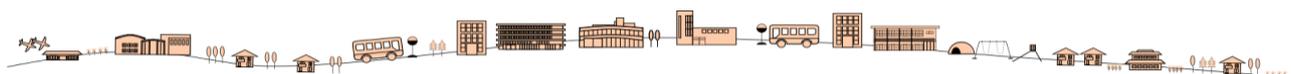
将来像



「学び豊かな」は、人生100年時代を迎え、市民が時代や社会の変化に対応できるよう、自らの学びを深めながらまちづくりの主役として、過ごせる状態を表現しています。

「笑顔あふれる」は、誰もが安心できる暮らしや、市民一人ひとりが多様性を認め、地域で支え合いながら、充実した生活を過ごせる理想的な状態を表現しています。

そして、「幸せ未来都市」は、幸せを実感できる笑顔あふれるまちを、未来へつなげるという市の姿勢を示しています。



【新】第六次総合計画	【旧】第五次総合振興計画
<p>2 土地利用の考え方</p> <p>(1) 土地利用の基本方針</p> <p>1) 歩いて暮らせるまちづくり</p> <p>2) 広域交通網をいかすまちづくり</p> <p>3) 自然と暮らしが調和するまちづくり</p> <p>(2) 土地利用</p> <p>1) 土地利用の区分</p> <p>① 市街地ゾーン</p> <p>② 田園ゾーン</p> <p>③ 工業系ゾーン</p> <p>④ 商業系ゾーン</p> <p>2) 計画的な誘導エリア</p> <p>① 複合開発エリア</p> <p>3) 拠点の形成</p> <p>① 都市拠点</p> <p>② 地域生活拠点</p> <p>③ コミュニティ拠点</p> <p>④ 観光まちづくり拠点</p> <p>⑤ 公園・みどりの拠点</p> <p>4) 軸の形成</p> <p>① 緑・水辺軸</p> <p>② 沿道軸</p>	<p>2 土地利用</p> <p>(1) 土地利用の基本的な考え方</p> <p>① 土地利用の基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歩いて暮らせるまちづくり ・ 広域交通網をいかしたまちづくり ・ 水辺と農が調和するまちづくり <p>② 集約型の都市構造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市街地と田園地域で構成 ・ 中心市街地の都市拠点化 ・ 東西の地域生活拠点の形成 ・ 身近なコミュニティ拠点の充実 ・ 市内をつなぐネットワークの充実 <p>(2) 土地利用構想</p> <p>【ゾーン】</p> <p>① 市街地ゾーン</p> <p>② 田園ゾーン</p> <p>③ 工業系ゾーン</p> <p>④ 商業系ゾーン</p> <p>【計画的な誘導エリア】</p> <p>⑤ 複合開発エリア</p> <p>【拠点の形成】</p> <p>⑥ 都市拠点</p> <p>⑦ 地域生活拠点</p> <p>⑧ コミュニティ拠点</p> <p>⑨ 観光まちづくり拠点</p> <p>⑩ 公園・みどりの拠点</p> <p>【軸の形成】</p> <p>⑪ 緑・水辺軸</p> <p>⑫ 沿道サービス軸</p>

文言整理の上統合

名称を変更



名称を変更

第4章 まちづくりの方向性

2 土地利用の考え方

(1) 土地利用の基本方針

本市は、東京都心から40km圏に位置し、比較的、通勤・通学の利便性もよいことから、今日まで住宅都市として発展し、桶川駅を中心として、同心円状に市街地が形成されています。また、近年では、圏央道や上尾道路などの広域幹線道路が整備され、長年、良好な居住環境の形成に向け推進してきた、土地区画整理事業も概ね完了しています。その一方、荒川など河川沿いに広がる貴重な緑をはじめ、農地や屋敷林など、今なお、豊かな自然環境が残されています。

このような地域特性を踏まえ、今後一層進展する人口減少と少子高齢化による社会環境の変化に適応した持続可能なまちづくりを着実に推進するため、「歩いて暮らせるまちづくり」、「広域交通網をいかすまちづくり」、「自然と暮らしが調和するまちづくり」を土地利用の基本方針とします。

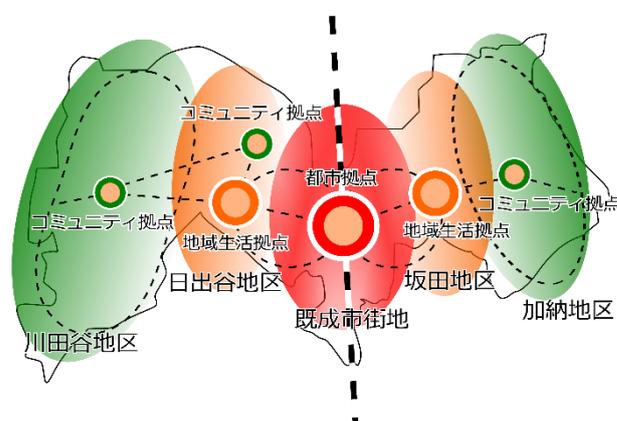
この基本方針に基づき、市域を「市街地ゾーン」、「田園ゾーン」、「工業系ゾーン」、「商業系ゾーン」に区分の上、計画的な誘導エリアとして「複合開発エリア」を設定し、生活機能等の集積を図る拠点の形成や自然環境の保全など、適切な土地利用の誘導を図ります。

なお、土地利用の需要変化に応じ、周辺地域との調和や整合を図りながら、ゾーンなどの拡大や縮小について、弾力的な運用を図ります。

1) 歩いて暮らせるまちづくり

子ども、高齢者、障害者など誰もが安心して、快適に暮らし続けることができる生活環境の形成を図ります。このため、桶川駅及び中山道を中心に広がる「既成市街地」、その両翼の「坂田地区」、「日出谷地区」、更にはその先に広がる「加納地区」、「川田谷地区」の5つを日常生活の圏域とします。

これらの圏域について、「既成市街地」の桶川駅周辺には都市拠点、「坂田地区」の新市街地には地域生活拠点を配置するとともに、「日出谷地区」の新市街地には地域生活拠点とコミュニティ拠点を配置します。また、「加納地区」、「川田谷地区」には、コミュニティ拠点を配置します。各拠点機能の充実を図るとともに、各拠点間を公共交通ネットワーク等につなぐ「集約型都市構造」の形成を図ります。



2) 広域交通網をいかすまちづくり

広域交通網の結節点としての地の利をいかし、産業系土地利用の誘導や観光まちづくりの推進による交流や地域の活性化など、幅広い産業振興を図ります。

このため、圏央道のインターチェンジを中心に「複合開発エリア」を設定し、産業施設の立地誘導を図るとともに、広域幹線道路の沿道を「沿道軸」とし、周辺環境に配慮した適切な土地利用の誘導を図ります。また、桶川駅周辺では、ターミナル機能の充実を図るとともに、広域幹線道路の配置や地域資源の立地を踏まえ、「観光まちづくり拠点」を配置し、交流などによる地域の活性化を図ります。

3) 自然と暮らしが調和するまちづくり

豊かな自然を次世代に引き継ぐとともに、生活環境との調和を図り、生物多様性を維持しながら、暮らしの中で自然を楽しめる空間づくりに努めます。このため、荒川、元荒川、江川などの沿川を「緑・水辺軸」とし、自然や生態系の保全を図るとともに、自然との触れ合いや憩いの空間を「公園・みどりの拠点」として位置付け、充実を図ります。また、農地の保全、活用を図り、都市近郊農業の振興を図ります。

(2) 土地利用

1) 土地利用の区分

① 市街地ゾーン

快適で利便性の高い魅力ある都市環境の形成に向け、住宅地、商業地、工業地、幹線道路の沿道など、地域特性に応じた適切な土地利用の誘導を図ります。また、道路などの基盤整備やオープンスペースの確保など生活環境の維持、改善を図ります。

② 田園ゾーン

豊かな緑と田園環境の保全を図るとともに、農地と住宅地との調和を図りながら住宅地における生活環境の改善など、地域特性に応じた適切な土地利用の誘導を図ります。また、桶川加納インターチェンジ北西の加納北部については、ゆとりある生活空間の形成を図る農住調和地区として位置付けます。

③ 工業系ゾーン

産業の集積と生産性向上による産業と経済の振興に向け、地域特性に応じた適切な土地利用の誘導を図ります。また、操業環境の維持を図り、産業施設の他用途への転換防止に努めます。

④ 商業系ゾーン

快適で利便性の高い魅力ある都市環境の形成に向け、周辺の居住環境との調和を図りながら、日常生活に必要な商業、業務サービス施設など、地域特性に応じた適切な土地利用の誘導を図ります。

2) 計画的な誘導エリア

① 複合開発エリア

圏央道や上尾道路などによる交通利便性をいかした土地利用の誘導を図るエリアとして、圏央道インターチェンジの周辺地域の一部を複合開発エリアと位置づけ、周辺環境との調和を図りながら、物流、製造業など、産業施設の立地誘導を図ります。

3) 拠点の形成

① 都市拠点

駅東西を一体として拠点性を確保することとし、ターミナル機能の充実を図ります。このため、東口駅前広場や駅東口通り線の整備を推進し、商業、業務サービス、芸術文化、生涯学習、交流など都市拠点に相応しい機能の充実を図ります。また、ことぶき広場（旧桶川南小学校跡地）については、都市拠点として相乗効果を発揮できる利活用を図ります。

② 地域生活拠点

坂田地区及び日出谷地区の都市基盤整備を実施した新市街地に地域生活拠点を配置し、日常生活に必要な施設の立地誘導などにより、機能の充実を図ります。

③ コミュニティ拠点

日出谷地区のコミュニティ拠点では、分庁舎跡地等において、生涯学習、市民交流、子育て支援機能などの導入を図ります。

また、加納地区、川田谷地区におけるコミュニティ拠点では、生涯学習や市民交流などの機能の充実を図ります。

④ 観光まちづくり拠点

観光まちづくり拠点となる、べに花ふるさと館や、桶川飛行学校平和祈念館、中山道では、本市の歴史や文化の保全・活用を図り、地域資源となる施設の維持・保全を図るとともに、新たな拠点となる道の駅（仮称）おけがわの整備を推進し、観

光の振興を図ります。

⑤ 公園・みどりの拠点

荒川の旧流路における湿地環境や生態系の保全・再生を進めている「荒川太郎右衛門自然再生地」のほか、憩いの空間となる城山公園、駅西口公園、子ども公園わんぱく村を公園・みどりの拠点として位置づけ、充実を図ります。

4) 軸の形成

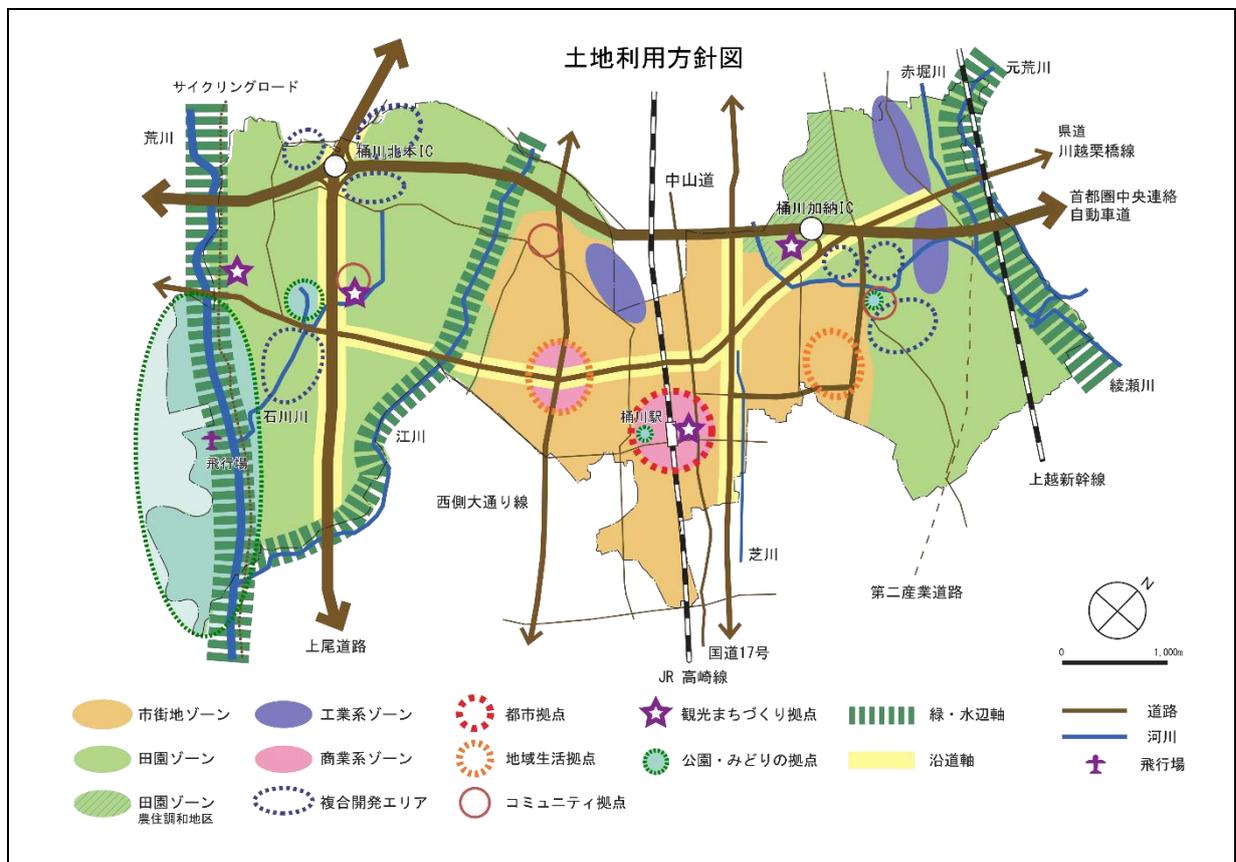
① 緑・水辺軸

荒川、元荒川、江川などの河川に広がる水辺環境を緑・水辺軸とし、市民が憩い、安らぎを感じられる自然環境の保全を図ります。

② 沿道軸

広域幹線道路となる上尾道路、国道17号、県道川越栗橋線の沿道の一部を沿道軸とし、市街地ゾーンにおける沿道軸では、沿道型サービス施設をはじめ、商業、業務サービス施設など、道路や地域の特性に応じた施設の誘導を図ります。

一方、田園ゾーンにおける沿道軸では、周辺の田園環境や生活環境、景観に配慮しながら沿道環境の形成を図ることとし、上尾道路の沿道では、物流施設など交通便利性をいかした適切な土地利用を図ります。



第六次総合計画基本構想

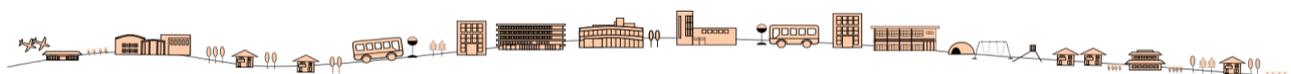
(素案)

令和4年 月

第六次総合計画基本構想

～ 目次 ～

第1章 目的と期間	p1
第2章 基本理念	p1
第3章 将来像	p2
第4章 まちづくりの方向性	p3
1 政策	p3
2 土地利用の考え方	p6
第5章 計画推進のために	p10



第1章 目的と期間

基本構想は、本市におけるまちづくりの基本理念や将来像を掲げ、その実現に向けた政策や土地利用の方向性を定めたものです。

基本構想の計画期間は、令和5年度(2023年)から令和14年度(2032年)までの10年間とします。

第2章 基本理念

基本理念は、本市のまちづくりを推進する上で市民と行政が共有する最も重要な基本姿勢です。

一人ひとりを大切にするまち

一人ひとりの尊厳や人権を尊重し、個性や価値観など多様性を認め合うことを大切にするとともに、あらゆる世代が思いやりの心を育み、共に支え合いながら、未来への夢と希望を持って暮らすことができるまちづくりを進めます。

安心・安全に住み続けられるまち

日々の生活とまちの安全を守りながら、子ども、高齢者、障害者など誰もが安心して暮らし続けることができるまちづくりを進めます。

人と自然が共生するまち

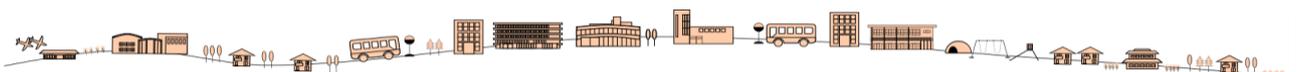
一人ひとりの環境に対する意識を高めながら、脱炭素や循環型の社会の形成を目指すとともに、里山などみどり豊かな美しい風景を次代に引き継ぐことができるまちづくりを進めます。

みんなでつくる活気あるまち

一人ひとりが学びを継続し、活躍し続けるとともに、市民、団体、事業者ならびに市が、相互に交流と連携を深め、地域の課題を解決しながら、活力と活気に満ちたみんなが主役のまちづくりを進めます。

変化を力にするまち

時代や社会のあらゆる変化に対応できる柔軟性や適応力を兼ね備えた、変化を力にするまちづくりを進めます。



第3章 将来像

本市の将来像を「学び豊かな 笑顔あふれる 幸せ未来都市 おけがわ」とし、将来像の実現に向けまちづくりを推進します。

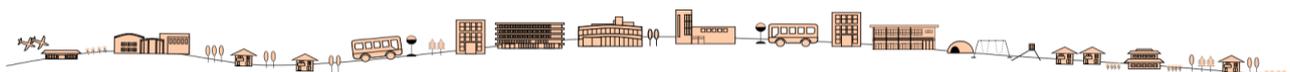
将来像



「学び豊かな」は、人生100年時代を迎え、市民が時代や社会の変化に対応できるよう、自らの学びを深めながらまちづくりの主役として、過ごせる状態を表現しています。

「笑顔あふれる」は、誰もが安心できる暮らしや、市民一人ひとりが多様性を認め、地域で支え合いながら、充実した生活を過ごせる理想的な状態を表現しています。

そして、「幸せ未来都市」は、幸せを実感できる笑顔あふれるまちを、未来へつなげるという市の姿勢を示しています。



第4章 まちづくりの方向性

将来像となる「学び豊かな 笑顔あふれる 幸せ未来都市 おけがわ」を実現するため、まちづくりの方向性として、次の5つの政策を定めます。

1 政策

教育・文化 に関する分野

生きる力と豊かな心を育む 桶川

市民一人ひとりが豊かな創造性を育む環境や子どもから大人まで誰もが学び続け、活躍できることが、人づくり、地域づくりにつながり、まちの魅力や活力の維持・向上へとつながります。

このため、子ども達の創造性を育む教育や誰もが生涯にわたる学びを通じ、地域の自然や文化に触れ、個性や価値観を認め合いながら、生きがいのある豊かな人生を育むことができるまちづくりを進めます。

健康・福祉 に関する分野

共に支え合い いきいきと暮らせる 桶川

人生100年時代を迎え、健康寿命の延伸や地域での支え合い、未来を担う子ども達を育む良好な子育て環境の創出が、すべての市民が心身ともに健康で生きがいを持った暮らしにつながります。

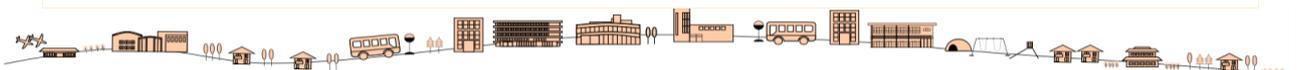
このため、市民の健康づくりに対する支援や、保健・医療・介護体制の充実、子育て支援、障害者の自立支援などの充実を図り、住み慣れた地域で共に支え合い、健康で幸せな生活を続けることができるまちづくりを進めます。

安心安全・都市基盤 に関する分野

安心して暮らし続けられる 桶川

激甚化・頻発化する自然災害に対する備えや新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、社会環境の変化に対する柔軟な適応と、利便性の高い生活環境の形成が、日々の生活の安心安全につながります。

このため、防災力・防犯力の向上や交通安全対策の充実により、市民一人ひとりの生命と財産を守るとともに、生活機能を集積する拠点と交通ネットワークの形成により、生活の利便性を高め、心穏やかに暮らし続けることができるまちづくりを進めます。



**環境・みどり
に関する分野**

環境にやさしく みどりと調和した 桶川

脱炭素や循環型社会の形成は、地球温暖化など深刻化する環境問題の改善につながり、自然空間や公園など、多様なみどりや水辺の存在は、生物多様性につながるとともに、日々の生活に憩いと安らぎを与えます。

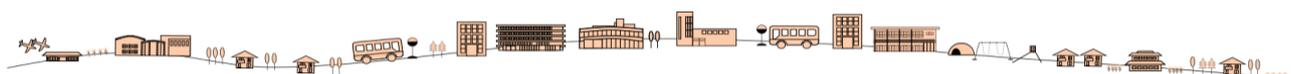
このため、再生可能エネルギーの導入、ごみの減量化や再資源化、河川や雑木林、公園などのみどりや水辺の保全と活用を図り、人と自然に優しいみどり豊かで快適なまちづくりを進めます。

**産業・経済
に関する分野**

にぎわいと活力ある 桶川

地域産業の活性化は、地域経済の振興につながり、地域の活力や交流人口・定住人口の増加、賑わいの創出へとつながります。

このため、農業、工業、商業、観光業など、多様な産業の連携や振興を図るとともに、中心市街地の活性化、地の利をいかした企業誘致や施設の立地誘導を図り、桶川で働き、住み続けたいと思えるまちづくりを進めます。



●基本構想（素案）の概要

基本理念

一人ひとりを
大切にするまち

人と自然が
共生するまち

変化を力にするまち

安心・安全に
住み続けられるまち

みんなでつくる
活気あるまち

将来像



まちづくりの方向性

【教育・文化】
に関する分野

生きる力と
豊かな心を育む
桶川

【健康・福祉】
に関する分野

共に支え合い
いきいきと
暮らせる
桶川

【安心安全・
都市基盤】
に関する分野

安心して
暮らし
続けられる
桶川

【環境・みどり】
に関する分野

環境にやさしく
みどりと
調和した
桶川

【産業・経済】
に関する分野

にぎわいと
活力ある
桶川

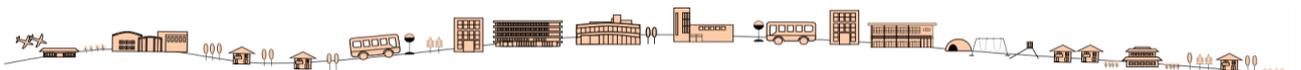
計画推進のために

みんなでつくるまち

人口減少への対応

変化への対応

計画的な行財政運営



2 土地利用の考え方

(1) 土地利用の基本方針

本市は、東京都心から40km圏に位置し、比較的、通勤・通学の利便性もよいことから、今日まで住宅都市として発展し、桶川駅を中心として、同心円状に市街地が形成されています。また、近年では、圏央道や上尾道路などの広域幹線道路が整備され、長年、良好な居住環境の形成に向け推進してきた、土地区画整理事業も概ね完了しています。その一方、荒川など河川沿いに広がる貴重な緑をはじめ、農地や屋敷林など、今なお、豊かな自然環境が残されています。

このような地域特性を踏まえ、今後一層進展する人口減少と少子高齢化による社会環境の変化に適応した持続可能なまちづくりを着実に推進するため、「歩いて暮らせるまちづくり」、「広域交通網をいかすまちづくり」、「自然と暮らしが調和するまちづくり」を土地利用の基本方針とします。

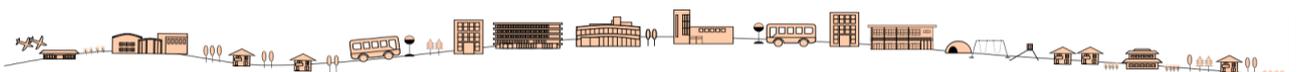
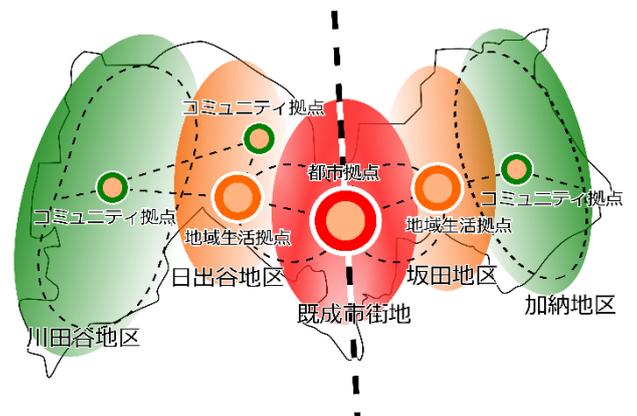
この基本方針に基づき、市域を「市街地ゾーン」、「田園ゾーン」、「工業系ゾーン」、「商業系ゾーン」に区分の上、計画的な誘導エリアとして「複合開発エリア」を設定し、生活機能等の集積を図る拠点の形成や自然環境の保全など、適切な土地利用の誘導を図ります。

なお、土地利用の需要変化に応じ、周辺地域との調和や整合を図りながら、ゾーンなどの拡大や縮小について、弾力的な運用を図ります。

1) 歩いて暮らせるまちづくり

子ども、高齢者、障害者など誰もが安心して、快適に暮らし続けることができる生活環境の形成を図ります。このため、桶川駅及び中山道を中心に広がる「既成市街地」、その両翼の「坂田地区」、「日出谷地区」、更にその先に広がる「加納地区」、「川田谷地区」の5つを日常生活の圏域とします。

これらの圏域について、「既成市街地」の桶川駅周辺には都市拠点、「坂田地区」の新市街地には地域生活拠点を配置するとともに、「日出谷地区」の新市街地には地域生活拠点とコミュニティ拠点を配置します。また、「加納地区」、「川田谷地区」には、コミュニティ拠点を配置します。各拠点機能の充実を図るとともに、各拠点間を公共交通ネットワーク等でつなぐ「集約型都市構造」の形成を図ります。



2) 広域交通網をいかすまちづくり

広域交通網の結節点としての地の利をいかし、産業系土地利用の誘導や観光まちづくりの推進による交流や地域の活性化など、幅広い産業振興を図ります。

このため、圏央道のインターチェンジを中心に「複合開発エリア」を設定し、産業施設の立地誘導を図るとともに、広域幹線道路の沿道を「沿道軸」とし、周辺環境に配慮した適切な土地利用の誘導を図ります。また、桶川駅周辺では、ターミナル機能の充実を図るとともに、広域幹線道路の配置や地域資源の立地を踏まえ、「観光まちづくり拠点」を配置し、交流などによる地域の活性化を図ります。

3) 自然と暮らしが調和するまちづくり

豊かな自然を次世代に引き継ぐとともに、生活環境との調和を図り、生物多様性を維持しながら、暮らしの中で自然を楽しめる空間づくりに努めます。このため、荒川、元荒川、江川などの沿川を「緑・水辺軸」とし、自然や生態系の保全を図るとともに、自然との触れ合いや憩いの空間を「公園・みどりの拠点」として位置付け、充実を図ります。また、農地の保全、活用を図り、都市近郊農業の振興を図ります。

(2) 土地利用

1) 土地利用の区分

① 市街地ゾーン

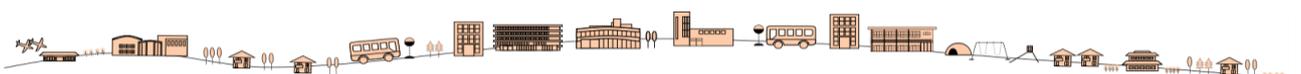
快適で利便性の高い魅力ある都市環境の形成に向け、住宅地、商業地、工業地、幹線道路の沿道など、地域特性に応じた適切な土地利用の誘導を図ります。また、道路などの基盤整備やオープンスペースの確保など生活環境の維持、改善を図ります。

② 田園ゾーン

豊かな緑と田園環境の保全を図るとともに、農地と住宅地との調和を図りながら住宅地における生活環境の改善など、地域特性に応じた適切な土地利用の誘導を図ります。また、桶川加納インターチェンジ北西の加納北部については、ゆとりある生活空間の形成を図る農住調和地区として位置付けます。

③ 工業系ゾーン

産業の集積と生産性向上による産業と経済の振興に向け、地域特性に応じた適切な土地利用の誘導を図ります。また、操業環境の維持を図り、産業施設の他用途への転換防止に努めます。



④ 商業系ゾーン

快適で利便性の高い魅力ある都市環境の形成に向け、周辺の居住環境との調和を図りながら、日常生活に必要な商業、業務サービス施設など、地域特性に応じた適切な土地利用の誘導を図ります。

2) 計画的な誘導エリア

① 複合開発エリア

圏央道や上尾道路などによる交通利便性をいかした土地利用の誘導を図るエリアとして、圏央道インターチェンジの周辺地域の一部を複合開発エリアと位置づけ、周辺環境との調和を図りながら、物流、製造業など、産業施設の立地誘導を図ります。

3) 拠点の形成

① 都市拠点

駅東西を一体として拠点性を確保することとし、ターミナル機能の充実を図ります。このため、東口駅前広場や駅東口通り線の整備を推進し、商業、業務サービス、芸術文化、生涯学習、交流など都市拠点に相応しい機能の充実を図ります。また、ことぶき広場（旧桶川南小学校跡地）については、都市拠点として相乗効果を発揮できる利活用を図ります。

② 地域生活拠点

坂田地区及び日出谷地区の都市基盤整備を実施した新市街地に地域生活拠点を配置し、日常生活に必要な施設の立地誘導などにより、機能の充実を図ります。

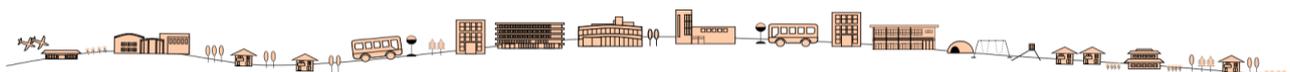
③ コミュニティ拠点

日出谷地区のコミュニティ拠点では、分庁舎跡地等において、生涯学習、市民交流、子育て支援機能などの導入を図ります。

また、加納地区、川田谷地区におけるコミュニティ拠点では、生涯学習や市民交流などの機能の充実を図ります。

④ 観光まちづくり拠点

観光まちづくり拠点となる、べに花ふるさと館や、桶川飛行学校平和祈念館、中山道では、本市の歴史や文化の保全・活用を図り、地域資源となる施設の維持・保全を図るとともに、新たな拠点となる道の駅（仮称）おけがわの整備を推進し、観光の振興を図ります。



⑤ 公園・みどりの拠点

荒川の旧流路における湿地環境や生態系の保全・再生を進めている「荒川太郎右衛門自然再生地」のほか、憩いの空間となる城山公園、駅西口公園、子ども公園わんぱく村を公園・みどりの拠点として位置づけ、充実を図ります。

4) 軸の形成

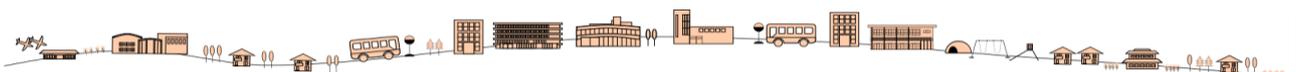
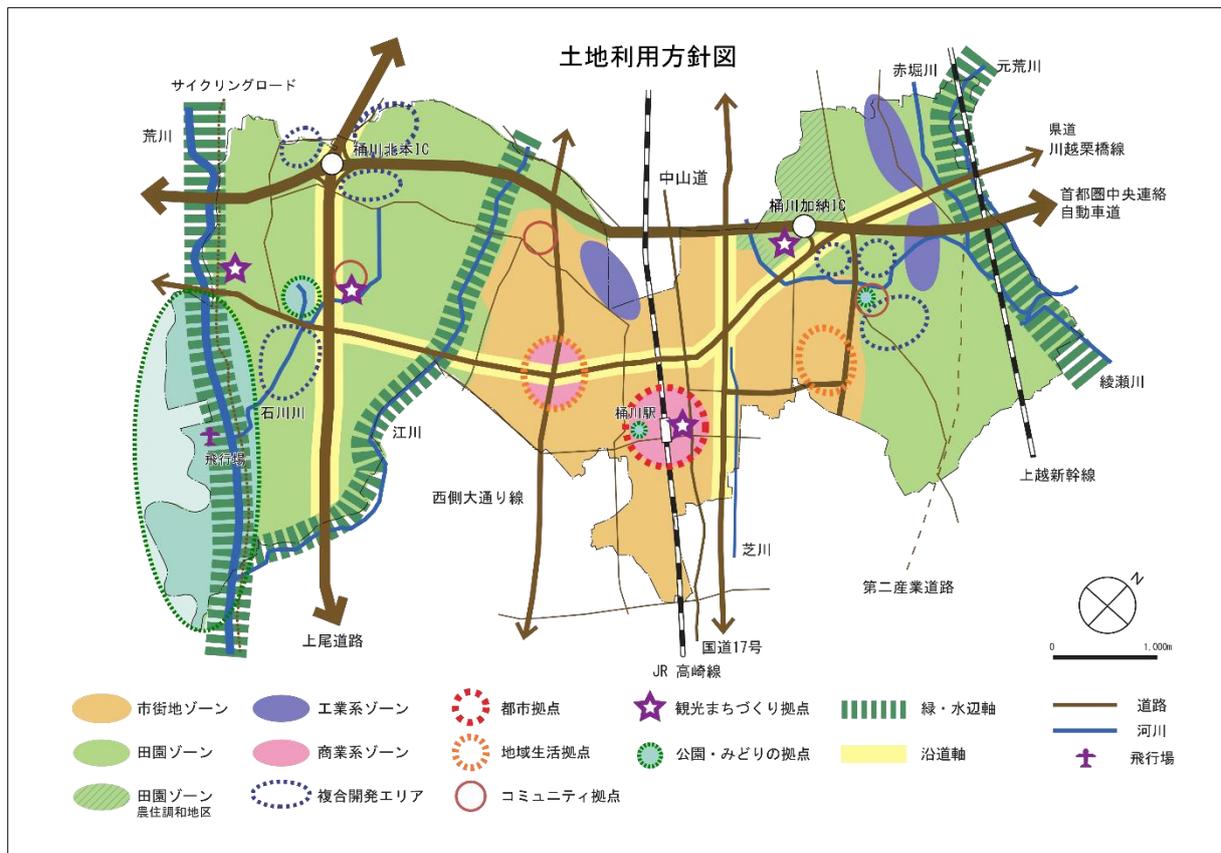
① 緑・水辺軸

荒川、元荒川、江川などの河川に広がる水辺環境を緑・水辺軸とし、市民が憩い、安らぎを感じられる自然環境の保全を図ります。

② 沿道軸

広域幹線道路となる上尾道路、国道17号、県道川越栗橋線の沿道の一部を沿道軸とし、市街地ゾーンにおける沿道軸では、沿道型サービス施設をはじめ、商業、業務サービス施設など、道路や地域の特性に応じた施設の誘導を図ります。

一方、田園ゾーンにおける沿道軸では、周辺の田園環境や生活環境、景観に配慮しながら沿道環境の形成を図ることとし、上尾道路の沿道では、物流施設など交通利便性をいかした適切な土地利用を図ります。



第5章 計画推進のために

現在、日本社会は、過去経験のない人口減少と少子高齢化に直面しており、本市においても、近年、横ばいで推移していた人口は減少局面を迎え、今後、緩やかに減少していくことが見込まれています。

また、2015年9月に国連で採択されたSDGs（Sustainable Development Goals）など、世界で価値観を共有し、目標達成に向け、国や地域、人々がそれぞれの立場で活動する時代となりました。さらに、世界的に流行した新型コロナウイルス感染症などにより、デジタル化が加速し、人々の働き方や生活スタイルなど社会環境が、大きく変化しました。

こうした、時代や社会の変化を的確に捉え、新たな行政課題や多種・多様化する行政需要に、着実に対応していく必要があります。

本構想に掲げる将来像の実現にあたっては、このような背景を踏まえ、次に掲げる事項を基本に政策を推進していきます。

（1） みんなでつくるまち

市民一人ひとりが主役となり、まちづくりに自主的に参加できる機会をつくり、市民、団体、事業者ならびに市が、互いの役割や価値観を尊重し、協力し合いながら、みんなでつくる協働のまちづくりを進めます。

（2） 人口減少等への対応

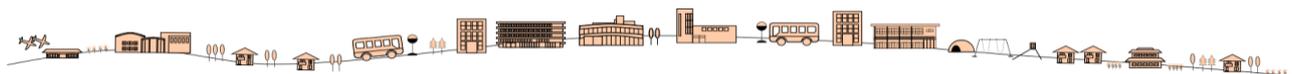
ライフサイクルの好循環により、若者や子育て世代の定住や転入を促す魅力あるまちづくりを進め、地域コミュニティの醸成など地域力の向上を図ることにより、持続可能なまちづくりを進めます。

（3） 変化への適応

ポスト・コロナ時代を見据え、生活の利便性と付加価値の高いスマート社会の実現など、不確実性の高い社会環境の変化に柔軟に適応し、変化を市政の推進力に変えるまちづくりを進めます。

（4） 計画的な行財政運営

人口減少、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少や社会保障経費の増加など、厳しい財政局面にあっても、計画的な政策の実行と評価により、行政資源を最適化



し、業務の効率化や行政サービスの向上を図り、多種・多様化する行政需要に適切に対応しながら、持続可能な行財政運営を進めます。

人口の見通し

